

計算書類に対する注記（社会福祉法人 青嵐会用）

令和 8 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人 青嵐会

1 頁

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当する事項はない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
該当する事項はない。
- (3) 徴収不能引当金の計上基準
該当する事項はない。
- (4) 賞与引当金の計上基準
該当する事項はない。
- (5) 退職給付引当金の計上基準
該当する事項はない。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

該当する事項はない。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりである。
 - (1) 社会福祉法人青嵐会拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 ㊾)は省略している。
 - (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 ㊿)は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当する事項はない。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10. 重要な後発事象

該当する事項はない。

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。